

# 給与通信

発行日 令和 8 年 3 月 6 日  
発行 福島県教育庁職員課  
【異動時の届出等について】

## 令和 8 年度の主な変更点

令和 8 年 4 月 1 日より、次のとおり諸手当に係る取扱いが変更されます。

### ○ 扶養手当

手当額が以下のとおり変更されます。

扶養親族		現 行	令和 8 年度
配偶者	行政職給料表 7 級以下	3, 0 0 0 円	廃止
	行政職給料表 8 級	支給なし（制度改正なし）	
子（1 人当たり）		1 1, 5 0 0 円	1 3, 0 0 0 円

※ 上記以外の扶養親族への扶養手当は変更なし。

### ○ 通勤手当

- ・ 自動車等を使用することを常例とする職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者が支給要件を満たす場合に、新たに駐車場等に係る通勤手当が支給されます。

なお、申請方法や添付書類等については、3 月下旬頃にお知らせする予定です。

- ・ 自動車等を使用することを常例とする職員に対して支給する通勤手当に係る片道の使用距離の区分の上限が「100km 以上」に引き上げられるとともに、当該区分ごとの支給額の一部が改められます。

## 異動時の届出等

### 異動の際には届出を忘れずをお願いします！



- ☆ 届出は事実の生じた日から 15 日以内に行いましょう！
- ☆ 諸手当等は届出をしなければ支給されませんのでご注意ください。
- ☆ 届出していた内容が変更になった場合も速やかに届け出ましょう。
- ☆ 届出が遅れたことにより、支給時期の遅れや多額の返納が生じる事例が増えていますのでご注意ください。

### 【住居手当】

- 賃貸住宅等に転居したときは、「住居届」を速やかに提出してください。
- 自宅に転居した場合や職員公舎に入居したときは、異動の有無に関わらず「手当受給終了届」を速やかに提出してください。

◇ 住居手当の支給を受けていた職員が借家から借家へ転居する場合や、手当の受給を終了する場合には、前に住んでいた住居に係る「家賃等の最終月の領収書（振込の場合は通帳の写しでも可）」が必要ですので、忘れずに添付してください。

◇ 単身赴任手当が支給される職員については、配偶者等が居住するための住宅に係る住居手当が支給される場合があります。

## 【通勤手当】

○ **人事異動に伴う勤務先の変更または住居の移転により、通勤経路・通勤方法が変更となった場合は「通勤届」を速やかに提出してください（同一庁舎内異動は除く）。**

- ◇ 新幹線又は高速道路を利用する職員については、一定の要件を満たす場合のみ、新幹線利用職員又は高速道路利用職員として通勤手当が支給されます。
- ◇ 異動の有無に関わらず、新しい道路が開通した等により通勤経路が変わった場合は、速やかに届出をしてください。
- ◇ 自動車等を利用する職員については、4月から手当額が変更となりますので、給与明細書で確認してください。

## 【単身赴任手当】

○ **人事異動により、次のすべての要件を満たす職員は、単身赴任手当が支給されますので、速やかに「単身赴任届」を提出してください。**

- ① 採用や人事異動に伴い、住居を移転すること。
  - ※ 出張、研修に伴う転居は含まれません。また、自己都合による転居も含まれません。
  - ※ 異動等前に配偶者と別居していた場合は、異動等に伴う別居とは認められませんので、単身赴任手当の支給対象とはなりません。
- ② 同居していた配偶者等とやむを得ない事情（配偶者の就業（育児休業中も含む）、子の就学、自宅の管理等）により、別居すること。
- ③ 人事異動直前の住居から異動後の所属に通勤することが困難であること。
- ④ 単身生活を常況とすること。（週末の帰省はOK!）
  - ※ 他にも単身赴任手当を受給できる場合がありますので、詳細については所属の事務担当者にお尋ねください。

## 【扶養手当】

○ **扶養親族である子等が就職し、所得限度額を超過する収入を得る見込みとなった場合には、「扶養親族届」を速やかに提出してください。**

○ **扶養親族に収入がある場合には、所得限度額を下回っているか随時確認をしてください。**

- ◇ 事業所得者を扶養親族としている場合は、確定申告後の収入額を毎年確認してください。（令和7年の確定申告を行った場合は、速やかに確認してください。）
- ◇ 別居の親族を扶養親族としている場合は、特に注意して収入状況を把握してください（年金の受給開始、就職（パート、アルバイト）等により所得超過となっていたことに気付くのが遅れたために多額の返納が発生する事例が報告されています。）
- ◇ 扶養親族が特別養護老人ホームや児童福祉施設などの公的施設等に入所した場合には、扶養親族として認められないことがありますので、担当者にお尋ねください。

- ◎ 所得限度額とは… ※ 基準となる額は令和8年3月現在のもの
  - ・ 年金所得、農業・事業所得など年を単位とする所得…年額 1,300,000 円未満
  - ・ 給与所得、育児休業手当金など月を単位とする所得…月額 108,334 円未満
  - ・ 雇用保険を受給する場合……………日額 3,612 円未満
- ◎ 子、孫または弟妹に係る扶養手当額の変更について（届出は不要です）
  - ・ 平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの子を扶養親族としている場合は、令和8年度から特定期間に該当することになるので手当額が加算されます。
  - ・ 平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの子、孫または弟妹を扶養親族としていた場合は、22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことにより令和8年度から受給要件を欠くこととなりますので、扶養手当は受給終了となります。

## 【赴任旅費】

- 赴任旅費は、異動に伴い住居を移転した場合に支給されますが、「異動に伴う住居の移転」は、発令日以降に住所を移転することが必要です。
- 発令日以前に移転した場合であっても、子どもの学校の転入学等の事情による移転で人事異動を発表した日以降の移転であれば、赴任による移転と認められます。
  - ※ 住居移転の確認は「住民票」で行います。

◇ 移転の時期にかかわらず、次のような場合は原則として赴任旅費の支給対象とはなりませんのでご注意ください。

- ① 同一市町村内での転居等近距離の移転や、転居後も遠距離通勤となる移転等、通勤事情の改善が認められない場合
- ② 自宅の新築等により人事異動がなくても住所を移転する予定があった場合
- ③ 自己都合による移転である場合

その他、不明な点、詳細については所属事務担当者にお尋ねください

